

広島高等裁判所岡山支部 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分等取消請求控訴事件

国側当事者・国(岡山東税務署長)

平成24年7月26日棄却・確定

(第一審・岡山地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23年10月25日判決、本資料261号-208・順号11798)

判 決

控 訴 人	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	福川 律美
同訴訟復代理人弁護士	長沼 徹
被控訴人	国
同代表者法務大臣	滝 実
同指定代理人	橋本 悠子
同	加藤 裕司
同	守屋 貴恵
同	上杉 浩之
同	岡本 千穂
処分行政庁	岡山東税務署長

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 岡山東税務署長が平成18年4月26日付けでした、控訴人に対する平成13年9月1日から平成14年8月31日までの事業年度(以下「平成14年8月期」という。)の法人税の更正処分のうち、所得金額243万5054円、納付すべき税額38万5500円を超える部分及びこれに伴う重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 3 岡山東税務署長が平成18年4月26日付けでした、控訴人に対する平成14年9月1日から平成15年8月31日までの事業年度(以下「平成15年8月期」という。)の法人税の更正処分のうち、所得金額231万1275円、納付すべき税額24万0600円を超える部分及びこれに伴う重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 4 岡山東税務署長が平成18年4月26日付けでした、控訴人に対する平成15年9月1日から平成16年8月31日までの事業年度(以下「平成16年8月期」という。)の法人税の更正処分のうち、所得金額241万0730円、納付すべき税額27万6100円を超える部分及びこ

れに伴う重加算税賦課決定処分を取り消す。

- 5 岡山東税務署長が平成18年4月26日付けでした、控訴人に対する平成16年9月1日から平成17年8月31日までの事業年度（以下「平成17年8月期」という。）の法人税の更正処分のうち、所得金額マイナス805万4927円、納付すべき税額マイナス26万5000円を超える部分及びこれに伴う重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 6 岡山東税務署長が平成18年4月26日付けでした、控訴人に対する平成13年9月1日から平成14年8月31日までの課税期間（以下「平成14年8月課税期間」という。）の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、差引消費税額146万8600円、納付すべき消費税額73万4900円、納付すべき地方消費税額18万3700円を超える部分及びこれに伴う重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 7 岡山東税務署長が平成18年4月26日付けでした、控訴人に対する平成14年9月1日から平成15年8月31日までの課税期間（以下「平成15年8月課税期間」という。）の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、差引消費税額215万0400円、納付すべき消費税額141万6200円、納付すべき地方消費税額35万4100円を超える部分及びこれに伴う重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 8 岡山東税務署長が平成18年4月26日付けでした、控訴人に対する平成15年9月1日から平成16年8月31日までの課税期間（以下「平成16年8月課税期間」という。）の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、差引消費税額218万4900円、納付すべき消費税額110万9700円、納付すべき地方消費税額27万7400円を超える部分及びこれに伴う重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 9 岡山東税務署長が平成18年4月26日付けでした、控訴人に対する平成16年9月1日から平成17年8月31日までの課税期間（以下「平成17年8月課税期間」という。）の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、差引消費税額82万9100円、納付すべき消費税額マイナス26万3300円、納付すべき地方消費税額マイナス6万5900円を超える部分及びこれに伴う重加算税賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

- 1 本件は、法人である控訴人及び控訴人の関係会社4社が、平成14年8月期から平成17年8月期までの法人税、平成14年8月課税期間から平成17年8月課税期間までの消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）について、それぞれの名義で確定申告を行ったのに対し、処分行政庁である岡山東税務署長が、そのすべての費用収益及び資産の譲渡等が控訴人に帰属するとし、また、経費として申告された費用の一部については損金の額に算入できない等として、上記各期の法人税、上記各課税期間の消費税等について更正処分（以下、各期、各課税期間の更正処分を総称して「本件各法人税更正処分」、「本件各消費税等更正処分」という。）及びこれらに伴う重加算税賦課決定処分（以下、各期、各課税期間の重加算税賦課決定処分を総称して、「本件各法人税賦課決定処分」、「本件各消費税等賦課決定処分」といい、上記すべての課税処分を併せて「本件各処分」ということがある。）を行ったところ、控訴人が本件各処分を不服としてその取消しを求めた事案である。

原判決は、控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人が本件控訴をした。

- 2 本件の争いのない事実等及び争点（争点についての当事者の主張を含む。）は、次のとおり改めるほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の1、2（原判決4頁9行目

から同22頁1行目まで)及び原判決添付別表1ないし3(原判決38頁から40頁まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決4頁17行目の「商号」を「商号変更」と改める。

(2) 原判決16頁14行目の「課税法律主義」を「租税法律主義」と改める。

第3 当裁判所の判断

当裁判所も控訴人の請求は理由がなく、いずれも棄却するべきであると判断する。その理由は、次のとおり改めるほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」の1ないし6(原判決22頁3行目から同37頁4行目まで)及び原判決添付別表1ないし4の4(原判決38頁から同44頁まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

- 1 原判決25頁15行目の「供述は、」の次に「平成17年12月時点において、」を付加し、同頁21行目の「や実印」を削除する。
- 2 原判決32頁1行目の「認めていること」の次に「(乙6、51、52)」を付加する。
- 3 原判決32頁10・11行目の「課税法律主義」を「租税法律主義」と改める。
- 4 原判決34頁19行目の「乙54」から「乙175」までを「乙54ないし乙175」と改める。
- 5 原判決36頁8行目の「である」の次に「(同表の⑦欄の詳細は、原判決添付別表4の1ないし4の4のとおり。)」を付加する。
- 6 原判決36頁12行目の「乙54」から「乙175」までを「乙54ないし乙175」と改める。

第4 結論

以上によれば、控訴人の本件請求には理由がなく、これをいずれも棄却した原判決は相当であるから、本件控訴を棄却することとし、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所岡山支部第2部

裁判長裁判官 片野 悟好

裁判官 檜皮 高弘

裁判官 濱谷 由紀